

令和5年3月16日
監査委員決定

令和5年度女川町監査計画

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）の規定により監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関し、女川町監査基準（令和2年女川町監査委員訓令第1号。以下「町監査基準」という。）第7条の規定により、下記のとおり監査計画を定める。

記

1 基本方針

地方公共団体の事務処理に当たっての基本的原則は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げ、また、その組織及び運営の合理化に努めるといふものである。この基本的原則の趣旨を踏まえ、公正で、合理的かつ効率的な行政を確保するため、町の財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理又は町の事務の執行について、町監査基準に準拠して監査等を実施する。

2 実施する監査等の種類及び対象

令和5年度に実施する監査等の種類及び対象は次のとおりとする。

(1) 監査

ア 定期監査（法第199条第1項・第4項の規定による監査）

- ・ 財務監査（町税及び各種使用料の徴収状況）
- ・ 財務監査（工事請負に関すること）

イ 随時監査（法第199条第1項・第5項の規定による監査）

- ・ 財務監査（支出書類の確認）
- ・ 財務監査（庁内各種システム保守点検業務等に関すること（ICT監査）。代表監査委員が監査専門委員を選任し、当該監査の必要事項の調査等を委託する。

ウ 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）

- ・ 町が補助金等を交付している団体について、その事業が補助金等の目的に沿って適正で、効率的・効果的に行われているかを主眼として監査を実施するものとし、その対象は、監査対象期間に、500万円以上の財政援助を受けた団体のうち、財政援助の金額及び内容、各団体の経営状況等を勘案し、監査委員が必要と認める団体とする。
- ・ 指定管理者に行わせている公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、公の施設の管理を指定

管理者に行わせることにより当該公の施設の設置目的を効果的に達成しているかについて、監査委員が必要と認めた指定管理者を対象に監査を実施する。

(2) 検査

例月出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

(3) 審査

ア 決算審査（法第233条第2項及び公企法第30条第2項の規定による審査）
（一般会計・特別会計・水道事業会計）

イ 基金運用審査（法第241条第5項の規定による審査）

（女川町用品調達基金、女川町土地開発基金、女川町国民健康保険高額療養費貸付基金、女川町介護サービス費等貸付基金）

ウ 健全化判断比率等の審査（財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

3 監査等の実施方法

監査等の実施方法は、町監査基準で定める実施基準に則るとともに、あらかじめ提出を求める資料に基づく監査のほか、必要に応じて、担当職員へのヒアリング（説明聴取）及び必要な施設等に対する現地監査により実施する。

4 監査等の実施時期

別紙監査等実施計画表のとおり

5 監査等の実施体制等

原則として、女川町監査委員2名及び女川町監査委員書記2名の4名体制で監査等を実施する。

6 監査等の結果

監査等の結果に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 監査

ア 提出及び公表

監査が終了したときは、速やかに監査等の結果に関する報告を決定するとともに、町長等へ提出し、公表（告示及び町ホームページ掲載）する。また、監査の結果に関する報告を提出するときは、必要に応じ、報告に添えて意見を提出する。

イ 措置の公表

監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたことについて、町長等から通知があったときは、公表（告示及び町ホームページ掲載）する。

(2) 検査

例月出納検査の結果に関する報告については、町議会及び町長に提出する。

(3) 審査

ア 一般会計、特別会計及び上下水道事業会計の決算審査並びに基金運用審査をした結果に関する意見については、町長に提出する。

イ 健全化判断比率等を審査した結果に関する意見については、町長に提出する。

ウ ア、イの審査意見書については、町ホームページにも掲載する。